令和4年度農林水産ネット販売等販路拡大支援業務委託 企画提案コンペに係る参加仕様書

1 目的

新型コロナ感染症の影響により生じた飲食産業・観光産業の需要減少からの回復にはなお時間を要することから、農林水産事業者の新たな販路の拡大が急務となっている。

このような中、三重のお宝マーケット登録事業者をはじめとした県内でネット販売に取り組む三重県の農林水産物生産者及び農林水産物加工品製造業者の農林水産物等(以下「三重県産農林水産物等」という。)について、食にこだわりのある消費者が定期的に利用する首都圏のマルシェやターミナル駅、百貨店など(以下「首都圏のマルシェ等」という。)で販売し、一度買ってもらうことをきっかけに、産地直送の新鮮さや安心感、品質の高さを体感いただくことにより、継続購入につなげるとともに、生産者と消費者同士が直接つながる機会の創出や生産者向けの研修会を開催することで、ネット販売の拡大につなげる。

また、量販店やネット販売事業者、飲食店事業者、ホテル等を対象に、SDGs に配慮したGAPなどの国際認証等を取得した三重県産農林水産物の商談会及び GAPなどの国際認証制度等に関する研修会を開催することで、SDGs に配慮した三重県産農林水産物への理解を深めるとともに、販路拡大につなげる。

2 業務の内容

- (1) 委託業務名 令和4年度農林水産ネット販売等販路拡大支援業務委託
- (2)委託期間 契約締結の日から令和5年3月22日(水)まで
- (3) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

16,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名) 停止措置要領により資格(指名) 停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加資格確認申請書の提出

(1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)を提出すること。

(2) 提出期限

令和4年5月13日(金)15時必着(期限厳守)

なお、提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は電話にて到着を確認すること。(電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。)

≪参加資格確認結果通知≫

令和4年5月23日(月)17時までに通知する。

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地 三重県農林水産部フードイノベーション課 地産地消・ブランド推進班(県庁6階) 電話 059-224-2395

6 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和4年度農林水産ネット販売等販路拡大支援業務委託提案コンペ選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀企画提案を選定し、その提案を提出した最優秀提案者と委託契約を締結する。

本企画提案コンペは、最優秀提案者を決定するために、業務における具体的な 取組についての提案を求めるものであり、実際に委託契約を締結するにあたって は、県と最優秀提案者との協議により、詳細な事業内容を決定するものとする。 なお、企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

(1)的確性(5点)

・仕様書に示す本事業の目的に合致し、三重県の実情にあわせたネット販売等の販路拡大に資する合理的かつ具体的な内容が記されているか。新型コロナウイルス感染症の影響による環境変化や課題を的確に捉えているか。

(2) 企画性(15点)

- ・三重県の農林水産物生産者及び農林水産物加工品製造業者(以下「農林水産業者等」という。)の農林水産物等(以下「三重県産農林水産物」という。)を販売する首都圏のマルシェ等に関する提案内容について、ネット販売の販路拡大が期待できる企画となっているか。
- ・ネット販売促進・ブランド力向上に関する研修会の提案内容について、研修会の 効果的な開催と農林水産業者等へのフォローアップが期待できる企画となって いるか。
- ・SDGs に配慮した三重県産農林水産物の販路拡大のための商談会や研修会の 開催に関する提案内容について、販路拡大が期待できる企画となっているか。

(3) 専門性(15点)

- ・首都圏のマルシェ等において三重県産農林水産物を販売するにあたり、三重県の 農林水産業者等の生産物や首都圏における販売に関する十分な知識や経験を有 しているか。
- ・ネット販売促進、ブランド力向上に関する研修会やフォローアップを実施するに あたり、適切な研修やフォローアップを実施するための人材やネットワークの 保有など、事業を実施するための専門性を有しているか。
- ・SDGsに配慮した三重県産農林水産物の販路拡大のための商談会や研修会の 開催にあたり、国際認証等に関する知識やバイヤーとのネットワークの保有な ど、事業を実施するための専門性を有しているか。

(4) 調整力(5点)

- ・首都圏のマルシェ等での三重県産農林水産物の販売や人材育成研修、商談会を開催するにあたり、関係機関と十分協議し実施するための調整力を有しているか。
- (5)経済性(5点)
 - ・十分な効果が期待できる、適正な見積もりかつ費用対効果の高い内容となっているか。
- (6)業務推進体制(5点)
 - ・本県域において委託業務が適切に実施できる体制を構築しているか。

7 企画提案関連資料の提出

(1) 提出を求める企画提案関連資料

下記のアからウまでを1部とし、12部 (正本1部、副本11部) 提出すること。A4で20ページ以内とする。

ア) 企画提案書(参考:第3号様式)

企画提案書は、次の①から⑤までに関する企画・提案が含まれるように作成すること。

- ①事業実施主体の概要及び業務執行体制
 - ・事業全体の責任者や業務担当者等の関連業務の知見や経験の有無等
- ②首都圏のマルシェ等における三重県産農林水産物の販売方法
 - ・想定する販売会場の規模や来場する客層、来場者数、確保できる三重県の スペース、販売できる品目数の目安、販売期間等の情報やその選定理由
 - ・ネット販売の販路拡大につなげるための工夫や効果検証の方法
- ③ネット販売促進・ブランド力の向上に関する研修会の内容
 - ・想定する講師やその選定理由
 - ・使用予定のオンライン環境
 - ・講師と研修参加者や研修参加者同士の交流など、効果的な研修とする工夫
 - ・広く農林水産業者等に参加いただく工夫
 - ・講師等による研修参加者へのフォローアップの内容(実施手順や派遣予定 の講師等の専門家やその選定理由)

- ・フォローアップの効果を高める工夫
- ④SDGsに配慮した三重県産農林水産物に特化した商談会の開催
 - ・ 研修会及び商談会の内容と組み立て
 - ・農林水産業者等と参加するバイヤー等事業者が効果的に交流し、販路拡大 につなげるための工夫
 - ・農林水産業者等の募集方法と定員、選定方法。品目の偏りを少なくする工夫
 - ・募集対象とするバイヤー等の想定する業種、事業者数及び募集方法。業種の 偏りを少なくする工夫
 - ・想定する会場
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大等により、オンライン会議システム等を 活用する場合の開催方法
 - ・商談会参加者(農林水産業者等及びバイヤー等事業者)へのアンケート調査 内容及び開催効果の検証方法
- ⑤業務執行スケジュール

イ)見積書

企画提案書に記載する内容をすべて実施するに際しての所要額を、内容や項目 に分けて、できる限り詳細に記載すること。

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあっては、契約希望額に 110 分の 100 を掛けた額)とすること。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- ウ) その他提出資料 (様式は任意)
 - ①過去に類似事業の実績があれば、これに関する資料(委託元、期間及び受託業務の概要等)
 - ②その他提案に関する有効な資料

(2) 企画提案関連資料提出期限等

企画提案書は、持参又は郵送で提出すること。(電子メール、FAXによる提出は受け付けない。)

提出期限は、令和4年5月25日(水)<u>15時必着</u>とします。 郵送の場合は、電話にて企画提案関連資料提出先に到達の確認をすること。

(3) 企画提案関連資料提出先

〒514-8570 津市広明町13番地 三重県農林水産部フードイノベーション課(県庁6階)

電話:059-224-2395

8 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出して行うものとする。

(1) 提出方法

FAX または電子メールにより、文書で下記の問い合わせ先まで送付するものとする。その際、所属、氏名、連絡先を明記するとともに、質問の送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

(2) 提出期限

令和4年5月10日(火)15時まで

(3)提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課

地産地消・ブランド推進班(県庁6階)

電話: 059-224-2395 FAX: 059-224-2521

電子メール: foods@pref.mie.lg.jp

(4)回答

受け付けたすべての質問及びその回答については、令和4年5月12日 (木)までに県ホームページに掲載する。

ションによる審査を実施する。

9 プレゼンテーションの実施 提案者から提出される企画提案資料による審査と併せ、提案者のプレゼンテー

令和4年6月1日(水)に津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館4階第3教室で実施する。なお、プレゼンテーションはWeb会議システムを活用して実施する。

プレゼンテーションは提案者による説明 1 5 分、選定委員会の質疑 1 5 分とする。

プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に令和4年5月30日(月)17時までに電子メール又はFAXにて連絡する。

≪選定結果通知≫

令和4年6月10日(金)17時までに通知する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者に提出を求める資料は、以下のとおり。提出期限は別途指示する。

- (1)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明 用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの) の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」 (三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3)過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を

履行した実績の有無を示す証明書

- (4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム 共通債権者(物件契約)登録申出書」(第4号様式)
- ※(1)、(2)にあっては、新型コロナウイルスの影響により、税務署等の関係期間に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(別添)を提出(FAX又はメール可)してください。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等

排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止 要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができ るものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による 不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるお それがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の 締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三 重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

- (1)本コンペは、企画提案内容に基づき委託先候補者を決定するものであり、委託 における詳細な事業内容、成果目標等に関しては、委託候補者と発注者と協議 を行うことにより決定するものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。
- (3) 提出された各企画提案関連資料は返還しない。
- (4) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (6) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従うものとする。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三 重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意するこ と。

18 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 地産地消・ブランド推進班

電話: 059-224-2395 FAX: 059-224-2521

電子メール: foods@pref.mie.lg.jp

担当: 奥沢